

■1日当たりの協力金について

注 売上高には消費税・地方消費税を含みません。

区域	対象分類	1日当たりの売上高 (前年度又は前々年度)	1日当たりの協力金の額
大阪府内 全域	中小企業等 (売上高方式)	10万円以下	4万円
		10万円超25万円以下(①)	4万円から10万円 (①×0.4)
		25万円超	10万円
	大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業等も選択可	—	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (上限20万円)

※協力金の支給要件、支給額等の詳細については、後日、府のホームページ等で公表されます。

※協力金のお問合せについては、後日、大阪府に専用コールセンターが開設されますので、お待ちください。

■要請内容について

緊急事態措置を実施すべき期間(令和3年9月1日から9月30日まで)

●施設について(府有施設を含む)

飲食店等への要請(特措法第45条第2項に基づく)

施設の種類の	内 訳	要請内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む) 【結婚式場】 ※2	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又は カラオケ設備提供をする場合 酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む)又は カラオケ設備提供をしない場合	施設の休止 営業時間短縮(20時まで)

※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、施設の休止等の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供(利用者による持ち込みを含む)・カラオケ設備の使用の自粛を要請。

※2 できるだけ短時間(1.5時間以内)、なるべく少人数(参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう)で開催すること(法に基づかない働きかけ)

【営業にあたっての要請事項】 ※ 実施状況をホームページ等で広く周知すること(法に基づかない働きかけ)
(特措法第45条第2項に基づくもの)

- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板の設置等
- 上記のほか、特措法施行令第12条各号に規定される措置(従業員への検査勧奨、入場者の整理等(人数管理、人数制限、誘導等)、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気)

(特措法第24条第9項に基づくもの)

- CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底